

通学区域の一部変更について

日ごろより、新潟市の教育行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

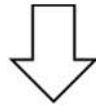
令和7年8月の教育委員会定例会で、笠木小学校の通学区域の一部変更について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 変更前と変更後の通学区域

変更前（令和8年3月まで）

行政区、町名	笠木小学校 ／内野中学校
西区槇尾	1～419, 476～1028, 1377～1382, 1384～1392, 1426, 1431, 1433



変更後（令和8年4月から）

行政区、町名	内野小学校 ／内野中学校
西区槇尾	1～419, 476～1028, 1377～1382, 1384～1392, 1426, 1431, 1433

2 通学区域変更の施行日

令和8年4月1日

3 対象者

施行日以降、該当通学区域に居住する児童・生徒

4 令和8年4月以降の手続きについて

現在、学区外就学申請（地域的学区外）により、内野小学校へ就学している場合（※）、改めて学区外就学の申請は不要です。

※学区外就学認可通知の基準が「7 地域的学区外」となっている場合

【問い合わせ先】

通学区域の一部変更について、学区外就学の特例について

新潟市教育委員会 教育総務課教育政策室 TEL 025-226-3178

入学に関する手続きについて

新潟市教育委員会 西区教育支援センター TEL 025-264-7530

新潟市教育委員会 学務課学務グループ TEL 025-226-3168